

# 開設のしおり

— クリーニング所 —



令和7年5月

名古屋市

# はじめに

クリーニング業法には、次のように定められています（抜粋）。

「営業者<sup>◆1</sup>は、クリーニング所以外において、営業<sup>◆2</sup>として洗たく物の処理<sup>◆3</sup>を行い、又は行わせてはならない。」

「クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ届け出なければならない。」

「営業者は、そのクリーニング所の構造設備について検査を受け、その構造設備が第3条第2項又は第3項の規定<sup>◆4</sup>に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。」

このしおりでは、クリーニング業法に従い、名古屋市内でクリーニング所を開設して営業を始められるようになるまでの手続きや、営業開始後に遵守すべき主な法定事項等を説明します。

## ◆1 営業者

- クリーニング業法における「営業者」とは、クリーニング業を営む者（洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。）をいいます。洗たく物の受取及び引渡しのみを行う場合には、別冊「開設のしおりークリーニング所（取次所）ー」をご覧ください。

## ◆2 クリーニング業の営業

- クリーニング業法における「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。）を営業とすることをいいます。

※ 「衣類その他の繊維製品又は皮革製品」とは、すべての繊維製品及び皮革製品を含むものではなく、衣類その他のもので人間が通常接触し、衛生上の規制が必要なものをいいます。

※ 次のような場合は、クリーニング業には該当しません。個々の営業形態がクリーニング業にあたるか否かは管轄保健センターにお問い合わせください。

- ・ 原型を解体する洗い張り業
- ・ 染色業
- ・ 溶剤又は洗剤を使用して洗濯しない移動ふとん乾燥車
- ・ 現場において洗濯する出張カーペットクリーニング
- ・ 靴又は鞆のクリーニング
- ・ 工場等における油ふき取り作業に使用された布を回収して洗浄し、販売又は貸与することを繰り返して行う営業形態

- クリーニング業法における「営業」とは、反復継続の意思をもってなされ、かつ、その行為が社会性を有していると認められるものをいいます。

なお、営業という対価を徴収する（お金を受け取る）ことをイメージされがちですが、お金を受け取らなくても「反復継続の意思」「社会性」があれば営業にあたり、クリーニング所以外では原則として禁止されていますので、ご注意ください。

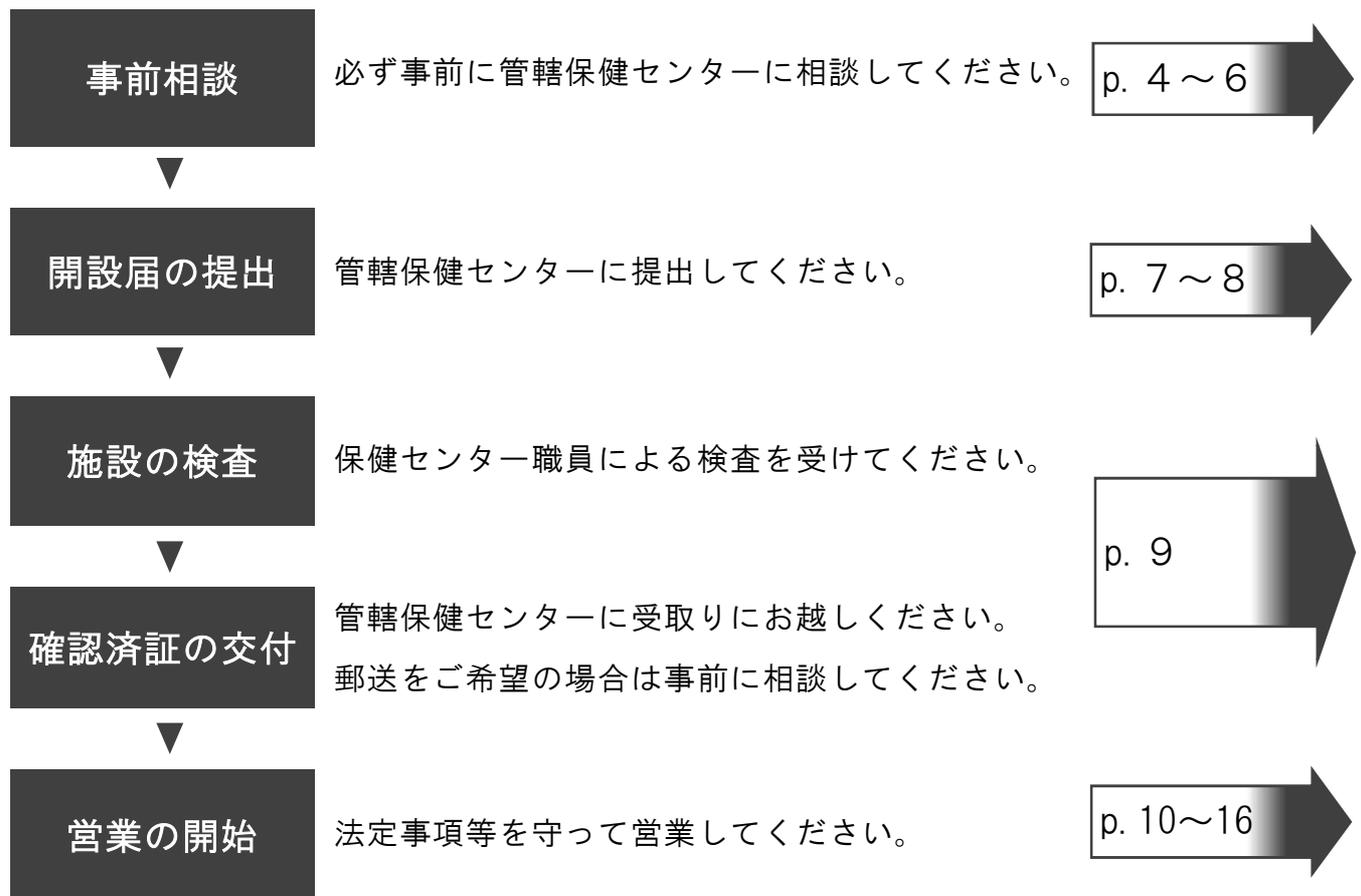
◆ 3 洗たく物の処理

- クリーニング業法における「洗たく物の処理」とは、洗濯物の選別、洗濯、乾燥、仕上等の全部又は一部の工程をいいます。

◆ 4 第3条第2項又は第3項の規定

- p. 4~5の「クリーニング所の基準」をご覧ください。

# 営業開始までの手続き



# 事前相談

- クリーニング所の基準がありますので、図面等を持参して、事前に管轄保健センターの環境業務課（p. 17 参照）に相談してください。

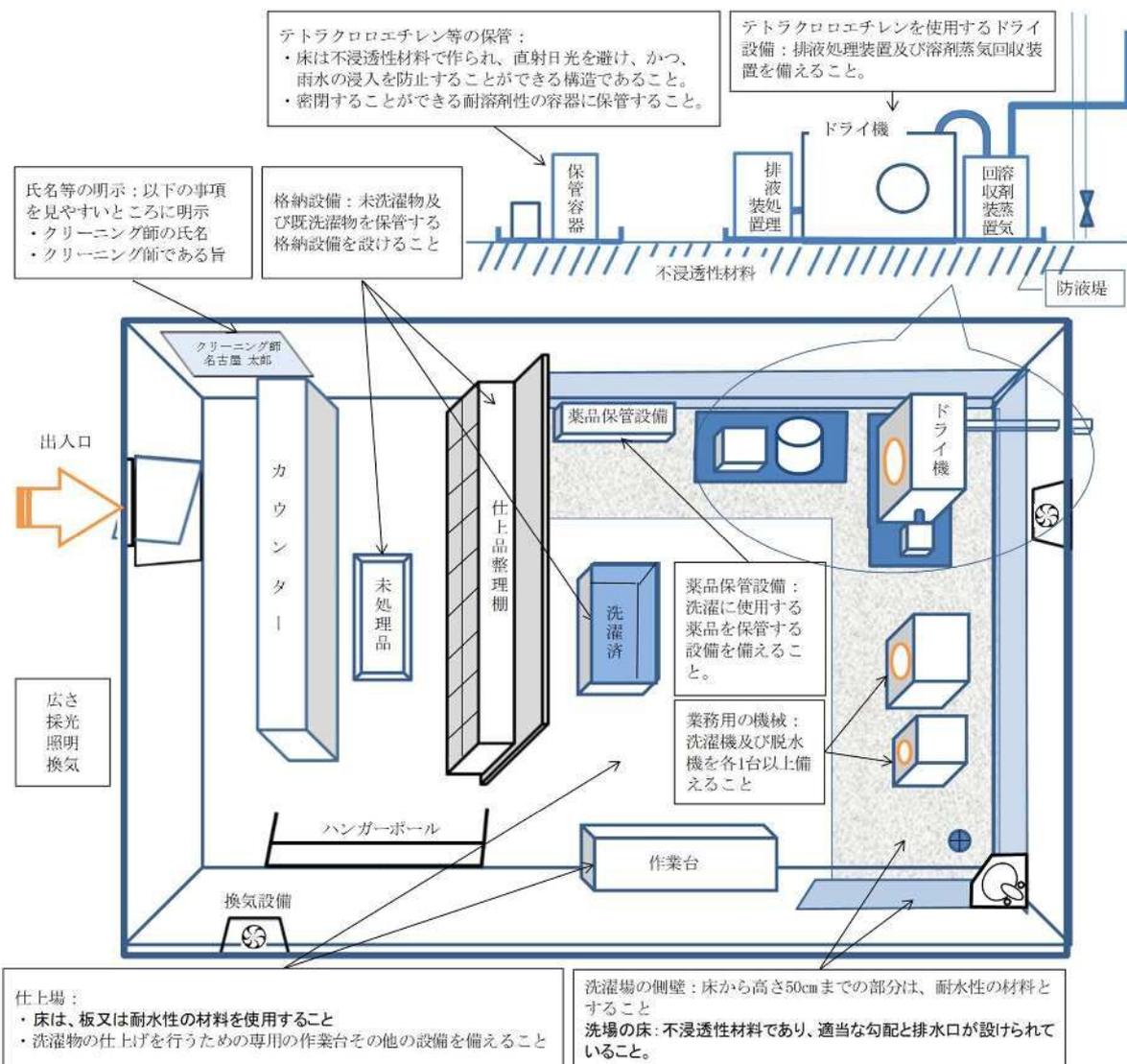
内は本市指導基準

## クリーニング所の基準

- ① 洗濯物の洗濯をするクリーニング所に、業務用の機械として、洗濯機及び脱水機を各 1 台以上備えること。ただし、脱水機の効用をも有する洗濯機を備える場合は、脱水機は、備えなくてよい。
- ② 洗場の床は不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないもの）で造り、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。
- ③ 住居及び他の営業の用に供する施設と区画し、かつ、他の用途に使用しないこと。
- ④ 洗濯物の処理又は受取及び引渡しに必要な広さを有するものとし、採光又は照明及び換気を十分に行うこと。
- ⑤ 洗濯場の側壁は、その床から少なくとも高さ 50 センチメートルまでの部分は、耐水性の材料を使用すること。
- ⑥ 洗濯場には、洗濯に使用する薬品を保管する設備を備えること。
- ⑦ 仕上場の床は、板又は耐水性の材料を使用すること。
- ⑧ 仕上場には、洗濯物の仕上げを行うための専用の作業台その他の設備を備えること。
- ⑨ ドライクリーニングの溶剤としてテトラクロロエチレンを使用するクリーニング所は次の構造、設備を設けること。
  - (1) テトラクロロエチレン及び使用済みのテトラクロロエチレンを含む汚染物を保管する場所は、床が不浸透性の材料で作られ、直射日光を避け、かつ、雨水の浸入を防止することができる構造とすること。
  - (2) テトラクロロエチレンを溶剤として使用するドライクリーニング機械には、排液処理装置及び溶剤蒸気回収装置を備えること。ただし、排液処理装置については、他の方法により、排液を適正に処理することができるものと認められる場合は、この限りでない。

- ⑩ クリーニング所の床面積は、13.2 m<sup>2</sup>（洗濯物の受取及び引渡しを当該クリーニング所の内部で行わない施設にあっては、9.9 m<sup>2</sup>）以上とすること。
- ⑪ 食品取扱施設と同一施設内にクリーニング所を設ける場合には、耐久性資材による障壁により天井面までの区画を設けること。
- ⑫ ドライクリーニング機械を設置するクリーニング所は、換気扇等による強制換気の設備を設けること。
- ⑬ 未洗濯物及び既洗濯物を保管する格納設備を設けること。
- ⑭ クリーニング所の見やすい場所に、当該クリーニング所の業務に従事するクリーニング師について、その氏名及びクリーニング師である旨を明示すること。

### クリーニング所の構造設備の一例（上から見た図）



- クリーニング所を開設するにあたっては、クリーニング業法による規制のほか、他法令の規制を受けます。それらに規定されている基準にも適合していないとクリーニング所を開設できない場合がありますので、事前に各法令を担当する部局・機関で指導を受けてください。

＜クリーニング所に関係する主な法令＞

規制の区分	根拠法	相談窓口
建築物の新築、増改築、用途変更	建築基準法	住宅都市局 建築審査課 TEL：972-2929 TEL：972-2930 指定確認検査機関
用途地域内の建築物の制限		住宅都市局 建築安全推進課 TEL：972-2936
消防設備、危険物の貯蔵等	消防法	管轄の消防署 予防課
洗たく業用の洗浄施設の設置	下水道法	上下水道局 水質管理課 TEL：243-2861
洗たく業用の洗浄施設の設置※	公害関係法令	●北東部公害対策担当 (担当区：千種・昭和・守山・名東) TEL：778-3108
テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン又はふっ素系溶剤を使用するドライ機の設置		●北西部公害対策担当 (担当区：東・北・西・中村・中) TEL：523-4613
ボイラー、コンプレッサー等の設置		●南東部公害対策担当 (担当区：瑞穂・南・緑・天白) TEL：823-9422 ●南西部公害対策担当 (担当区：熱田・中川・港) TEL：651-6493
特別管理産業廃棄物（ドライクリーニング処理工程で排出されるカートリッジフィルター、スラッジ等）の処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境局 廃棄物指導課 TEL：972-2392

※ 公共用水域に排出する事業場(分流式下水道に接続している場合を含む)のみ

# 開設届の提出

- 管轄保健センターの環境薬務課（p. 17 参照）にて受け付けています。
- 開設届は、営業開始予定日の7日前（営業開始予定日までに複数の祝日や年末年始を挟む場合は、2週間前）には提出するようにしてください。
- 今後の連絡に必要なため、日中に連絡が取れる電話番号を保健センターの担当職員にお伝えください。
- 現に営業しているクリーニング所の営業者から営業を譲り受けた場合は、承継届の提出<sup>◆12</sup>（p. 13 参照）が必要となります。

## 開設届提出の際に必要な書類等一覧

### 開設届<sup>◆5</sup>

#### 【併せて提出する書類】

- クリーニング所（一般）の構造及び設備の概要<sup>◆5</sup>
- 付近見取図<sup>◆5</sup>
- ビル、複合商業施設等の建物の一部にクリーニング所を開設する場合は、当該クリーニング所を開設する階における当該クリーニング所の位置を明示した書類
- 平面図及び機械器具等の配置図<sup>◆6</sup>
- 他にクリーニング所を開設しているときは、その営業所の名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名<sup>◆7</sup>
- 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名<sup>◆7</sup>

#### 【その他必要な書類等】

- クリーニング師免許証<sup>◆8</sup>の原本（確認後、返却します。）
- 検査手数料 現金 16,000 円（現金以外による納付はできません。）

届出等の様式は、管轄保健センター窓口に備えるとともに、名古屋市公式ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp>）にも掲載しています。

名古屋市公式ウェブサイト クリーニング所 開設届

検索



◆5 開設届、クリーニング所（一般）の構造及び設備の概要、付近見取図

- 管轄保健センター窓口に様式及び記入例をご用意していますので、記入例を参考に必要事項を記入等してください。
- 電子ファイルから作成されたい場合は、市公式ウェブサイトに掲載されている電子ファイルをダウンロードして必要事項を入力の上、A4 用紙に印刷してご提出ください。

◆6 平面図及び機械器具等の配置図

- 管轄保健センター窓口に様式及び記入例をご用意しています。なお、お手持ちの建築図面等のコピーに必要事項を記入して添付すれば、様式に記入する必要はありません。追記すべき必要事項については、建築図面等の状況により異なりますので、事前にご相談ください。

◆7 他にクリーニング所を開設しているとき又は他に無店舗取次店を営んでいるときに提出する書類

- 開設届を受理する保健センターの管轄区内（p. 17 参照）のクリーニング所又は無店舗取次店について記載したものをご提出ください。

◆8 クリーニング師の設置、クリーニング師免許証

- 洗濯物の処理を行うクリーニング所を営業する場合には、1人以上のクリーニング師を設置する必要があります。
- クリーニング師試験、免許証の新規申請、訂正申請、再交付申請、返納及び登録抹消申請に関することは名古屋市では取り扱っていません。下記にお問い合わせください。

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課 環境衛生グループ  
 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 県庁西庁舎2階  
 電話番号 052-954-6299

## 施設の検査

- 開設届が受理されて施設が完成した後、保健センターの担当職員（環境衛生監視員）が検査に伺います。
- なるべく早めに検査希望日時を保健センターの担当職員に伝え、検査日時を予約してください（開設届提出時に予約していただくことが望ましいです）。なお、保健センターの担当職員に先約が入っている場合は、希望通りの日時に検査に伺うことはできませんので、あらかじめご承知おきください。
- 検査で基準に適合していると認められなかった場合は、そのままでは営業が開始できません。改善後に再度検査を受ける必要があります。

施設  
検査の

確認  
済証  
の  
交付

## 確認済証の交付

- 施設の検査と所定の審査を経て「その構造設備がクリーニング業法第3条第2項又は第3項の規定に適合する旨の確認」を受けることができた場合は、確認済証を交付します。
- 確認済証が出来上がり次第、保健センターの担当職員が電話で連絡しますので、管轄保健センターの環境薬務課（p.17 参照）の窓口までお越しください。
- 郵送による交付をご希望の場合は、開設届の提出時に、返信用封筒（必要額の切手を貼付し、宛先を記載した追跡可能なもの（レターパックプラスを推奨））をあわせてご提出ください。
- 法令上、確認済証の保管・掲示義務はありませんが、再交付ができませんので、大切に保管しておくことをお勧めします（確認を受けたクリーニング所であることの証明が必要なときは、管轄保健センターで確認済証とは別の証明書（手数料300円）を発行します。）。

# 営業の開始

- クリーニング所を衛生的に保持すること及び利用者の利益を擁護することを常に心掛け、特に次のことがらを守ってください。
- これらのことがらが守られているか、定期的に保健センターの担当職員（環境衛生監視員）が立入検査に伺います。なお、日常の状況を確認するため、原則として事前連絡は行いません\*。

内は本市指導基準

- 1 クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと。
- 2 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。
- 3 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。
- 4 クリーニング所の設備及び洗濯物を運搬するための容器は、適宜消毒すること。
- 5 クリーニング所内のねずみ及び昆虫の防除に努めること。
- 6 テトラクロロエチレン及び使用済みのテトラクロロエチレンを含む汚染物は、密閉することができる耐溶剤性の容器に保管すること。

- 施設、設備及び器具等は、常に点検し、故障又は破損等がある場合は補修等の整備を行い、衛生上支障がないようにすること。
- 設備及び洗濯物を運搬するための容器の消毒は、次によること。
  - ・ 薬剤は原則として医薬品又は医薬部外品を用い、適正な方法で使用すること。
  - ・ 消毒に関する記録は、3年以上保管すること。
- クリーニング所の営業時間内は、当該クリーニング所の従事者が常駐していること。

- 7 消毒を要する洗濯物（指定洗濯物）<sup>9</sup>を取り扱う場合については、次によるものとする。こと。
  - (1) 指定洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。
  - (2) 指定洗濯物は、その消毒が終わり、又は消毒の効果を有する方法によってなされる洗濯が終わるまでは、専用の棚又は容器に収めること。

- 指定洗濯物の一般的な消毒方法及び消毒効果を有する洗濯方法については、次に示す方法<sup>10</sup>によること。ただし、特別な事情がある場合に必要に応じ行政庁、医師等がより高度の消毒方法を指定したときは、これによること。

- 8 洗濯物を受取及び引渡をする際に、あらかじめ、利用者に対し洗濯物の処理について説明するよう努めること。
- 9 苦情の申し出先が明示されていること。
- 10 クリーニング所においては、苦情の申し出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗濯物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布すること。
- 11 届出事項に変更を生じたときは変更届<sup>11</sup>を、クリーニング所を廃止したときは廃止届<sup>13</sup>を、速やかに管轄保健センターに提出すること。
- 12 営業者から営業を譲り受けた場合、営業者（個人）が死亡し相続をした場合、営業者（法人）が合併又は分割し営業を承継した場合、遅滞なく承継届<sup>12</sup>を管轄保健センターに提出すること。

- クリーニング所を休止した場合は、休業届<sup>13</sup>を管轄保健センターに提出すること。

\* 法令上、原則として立入検査の拒否はできません。環境衛生監視員の身分を確認されたいときは監視員証を提示しますので、その場で提示を請求してください。

◆9 消毒を要する洗濯物（指定洗濯物）

○ 消毒を要する洗濯物（指定洗濯物）は、次に掲げる洗濯物で営業者に引き渡される前に消毒されていないものをいいます。

- ・ 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- ・ 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- ・ おむつ、パンツその他これらに類するもの
- ・ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- ・ 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

◆10 指定洗濯物の一般的な消毒方法及び消毒効果を有する洗濯方法

○ 指定洗濯物の一般的な消毒方法

理 学 的 方 法	蒸気による消毒	蒸気がま等を使用し、100℃以上の湿熱に 10 分間以上触れさせること(温度計により器内の温度を確認すること。) ※1 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがある。 ※2 器内底の水量を適量に維持する必要がある。
	熱湯による消毒	80℃以上の熱湯に 10 分間以上浸すこと(温度計により温度の確認をすること)。 ※ 熱湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下することがある。
化 学 的 方 法	塩素剤による消毒	さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素 250ppm 以上の水溶液中に 30℃以上で 5 分間以上浸すこと(この場合終末遊離塩素が 100ppm を下らないこと)。 ※ 汚れの程度の著しい洗濯物の場合には、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがある。
		亜塩素酸水を使用する場合は、その遊離塩素濃度 25ppm 以上の水溶液中に 20℃以上で 10 分間以上浸すこと又はその遊離塩素濃度 50ppm 以上の水溶液中に 10℃以上で 10 分間以上浸すこと。 ※ 上段のさらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等に比べ漂白作用は小さい。
	界面活性剤による消毒	逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に 30℃以上で 30 分間以上浸すこと。 ※ 洗濯したものを消毒する場合は、十分すすぎを行ってからでないと消毒効果がないことがある。
	ホルムアルデヒドガスによる消毒	あらかじめ真空にした装置に容積 1 m <sup>3</sup> につきホルムアルデヒド 6g 以上及び水 40g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま 60℃以上で一時間以上触れさせること。
	酸化エチレンガスによる消毒	あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガス及び炭酸ガスを 1 対 9 に混合したものを注入し、大気圧に戻し 50℃以上で 2 時間以上触れさせるか、又は 1kg/cm <sup>2</sup> まで加圧し 50℃以上で 1 時間以上触れさせること。
	過酢酸による消毒	過酢酸濃度 150ppm 以上の水溶液中に 60℃以上で 10 分間以上浸すこと又は過酢酸濃度 250ppm 以上の水溶液中に 50℃以上で 10 分間以上浸すこと。 ※ 過酢酸の原液は強い刺激臭や腐食性があるため、使用する際は注意すること。

○ 消毒効果を有する洗濯方法

洗濯物の処理工程の中に次のいずれかの工程を含むもの

- ・洗濯物を 80℃以上の熱湯で 10 分間以上処理する工程を含むもの。
- ・さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が 250ppm 以上の液に 30℃以上で 5 分間以上浸し、終末遊離塩素 100ppm 以上になるような方法で漂白する工程を含むもの。
- ・四塩化(パークロル)エチレンに 5 分間以上浸し洗濯した後、四塩化エチレンを含む状態で 50℃以上に保たせ、10 分間以上乾燥させる工程を含むもの。
- ・洗濯物を過酢酸濃度 150ppm 以上かつ 60℃以上の水溶液で 10 分間以上処理する工程を含むもの又は過酢酸濃度 250ppm 以上かつ 50℃以上の水溶液で 10 分間以上処理する工程を含むもの。

※ 過酢酸の原液は強い刺激臭や腐食性があるため、使用する際は注意すること。

◆11 届出事項に変更を生じたとき（変更届の提出）

**【重要】**

施設の構造設備を変更する場合は、クリーニング所の基準に適合していなければなりませんので、必ず変更する前に図面等を持参して管轄保健センターに相談してください。

構造設備変更の内容によっては、変更届ではなく、新たに開設届を提出しなければならない場合があります。

○ 届出事項に変更を生じたときは、変更届をすみやかに（当該事由が生じた日から 10 日以内に）管轄保健センターに提出してください。

○ 変更届が必要な場合の例

- ・施設の構造設備の変更
- ・クリーニング所の名称の変更
- ・施設の所在地について、住居表示制度等が実施された場合
- ・営業者の氏名、住所（法人の場合はその名称、所在地、代表者）の変更
- ・管理人の氏名、住所の変更
- ・クリーニング師の氏名、住所の変更
- ・従事者の変更（雇入・解雇、氏名の変更）
- ・指定洗濯物の取扱いの有無の変更

◎その他変更事項があった場合には、管轄保健センターに相談してください。

変更届提出の際に必要な書類一覧

□ 変更届

**【施設の構造設備の変更の場合】**

□ 平面図及び機械器具等の配置図 <sup>p.8◆6</sup>

☞必ず変更する前に図面等を持参して管轄保健センターに相談してください。

**【新たなクリーニング師を従事させた場合】**

□ クリーニング師免許証 <sup>p.8◆8</sup>の原本（確認後、返却します。）

## ◆12 営業の譲渡、営業者の相続、合併又は分割があったとき（承継届の提出）

- 営業者の地位を承継したときは、承継届を遅滞なく（当該事由が生じた日から60日以内に）管轄保健センターに提出してください。
- 承継届が必要な場合
  - ・ 営業者（個人・法人）から営業を譲り受けた場合
  - ・ 営業者（個人）の死亡により、相続をした場合
  - ・ 営業者（法人）の合併又は分割により、営業を承継した場合

### 承継届提出の際に必要な書類一覧

#### □ 承継届

##### 【譲渡の場合】

- 営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等又は事業譲渡証明書の写し等）

##### 【相続の場合】

#### □ 次のいずれかの書類

- （1）被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本
- （2）法定相続情報一覧図の写し

- 相続人が2人以上ある場合で、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された方は、その全員の同意書（営業者相続同意証明書）

##### 【合併の場合】

- 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

##### 【分割の場合】

- 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

##### 【管轄保健センター管内で他にクリーニング所を開設しているとき】

- クリーニング所ごとの名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名

##### 【管轄保健センター管内で他に無店舗取次店を営んでいるとき】

- 無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名

- 原則として、承継の前後で届出の内容が変更されることはありません。ただし、承継の届出の際に変更の届出<sup>◆11</sup>を行うことは可能です。
- 営業者の地位を承継した場合、新たな確認済証は交付されません。営業の証明が必要なときは、証明書（手数料300円）の発行を願い出てください。
- 譲渡の場合、営業者の地位を承継した者の業務の状況について、保健センターの担当職員（環境衛生監視員）が、調査に伺います。
- 譲渡の場合、譲渡人に譲渡の事実を確認させていただく場合があります。

◆13 クリーニング所を廃止したとき、休止したとき（廃止届、休業届の提出）

- クリーニング所を廃止したときは廃止届を、また、休止したときは休業届を、速やかに（当該事由が生じた日から10日以内に）管轄保健センターに提出してください。
- 廃止届が必要な場合の例
  - ・ クリーニング所を廃止、移転した場合
  - ・ 改築等により、従来のクリーニング所との同一性が失われた場合

— 廃止届提出の際に必要な書類一覧 —

廃止届

※ 営業者が死亡している場合、営業者である法人がすでに解散している場合は管轄保健センターに相談してください。

— 休業届提出の際に必要な書類一覧 —

休業届

# クリーニング師研修・業務従事者講習

- クリーニング師は、クリーニング所の業務に従事した後1年以内に研修を受け、この後は3年を超えない期間ごとに研修を受けることが必要です。営業者はクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、研修を受ける機会を与えなければなりません。
- 営業者は、クリーニング所の開設の日から1年以内に、クリーニング業務に従事する者の中から5分の1（端数切り上げ）の者を選び、講習を受けさせ、この後は3年を超えない期間ごとに同様に選んだ者に講習を受けさせることが必要です。

（参考）

従事者数	講習を受ける人数
1 ～ 5 人	1 人
6 ～ 10 人	2 人
11 ～ 15 人	3 人
16 ～ 20 人	4 人
21 ～ 25 人	5 人

- クリーニング師の研修を受けたクリーニング師は、講習を受けたものとみなされます。

## 【研修・講習の問い合わせ先】

公益財団法人愛知県生活衛生営業指導センター

名古屋市中村区竹橋町 36 番 31 号 （旧名古屋市中村区役所 3 階）

電話番号 052-433-2190

FAX 052-433-2191

# 身体障害者補助犬

- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）は目や耳や手足に障害のある方の生活をお手伝いするため、身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーを守ることができて清潔です。
- クリーニング所など不特定かつ多数の方が利用する施設では、身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義務があります。ペットとは異なりますので、受け入れを拒否しないでください。

[身体障害者補助犬の受け入れに関する相談先]

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課 電話：052-972-2587

開  
業  
始  
の

## ○障害者差別解消法について

平成 28 年 4 月 1 日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」といいます。）」が施行されました。この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害者差別解消法では、次のように定めています。

区 分	不当な差別的取扱い 〔障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供や入店を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること〕	合理的配慮の提供 〔障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談や読み上げなど）で対応するなど、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと〕
行政機関 ・ 民間事業者	禁止	行わなければなりません※

※令和 6 年 4 月から民間事業者も義務となりました。

クリーニング所を営む方は、厚生労働省のホームページに掲載されている「障害者差別解消法 衛生事業者向けガイドライン」をご確認いただき、同法の理念をご理解いただくとともに、日々の業務の参考にして、障害者差別のない社会を目指しましょう。

[障害者差別解消法 衛生事業者向けガイドライン](#)

検索

[障害者差別に関する相談先]

名古屋市障害者差別相談センター 電話：052-856-8181

（名古屋市北区清水四丁目 17-1 名古屋市総合社会福祉会館 5 階）

## 管轄保健センター（相談・届出窓口）

クリーニング所に関することは、管轄保健センター環境薬務課が担当しています。

クリーニング所の所在地	管轄保健センター・担当部署
千種区	千種保健センター環境薬務課（営業施設指導担当） 〔千種区役所2階 千種区星が丘山手103番地（東星ふれあい広場）〕 TEL：052-753-1921 FAX：052-751-3545 E-mail：a7531906@chikusa.city.nagoya.lg.jp
昭和区	
瑞穂区	
名東区	
中村区	中村保健センター環境薬務課（営業施設指導担当） 〔中村区役所等複合庁舎2階 中村区松原町1丁目23番地の1〕 TEL：052-433-3063 FAX：052-483-1131 E-mail：a4333063@nakamura.city.nagoya.lg.jp
西区	
熱田区	
中川区	
中区	中保健センター環境薬務課（営業施設指導担当） 〔中区役所4階 中区栄四丁目1番8号〕 TEL：052-265-2266 FAX：052-265-2259 E-mail：a2652265@naka.city.nagoya.lg.jp
東区	
北区	
守山区	
南区	南保健センター環境薬務課（営業薬務担当） 〔南保健センター2階 南区東又兵衛町5丁目1番地の1〕 TEL：052-614-2885 FAX：052-614-2818 E-mail：a6142884@minami.city.nagoya.lg.jp
港区	
緑区	
天白区	

開設のしおり ークリーニング所ー

編集 名古屋市健康福祉局生活衛生部環境薬務課

発行年月 令和7年5月

このしおりは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。